

不妊治療の費用を助成します



県と市では、不妊症や不育症の治療を受けている夫婦に対して、経済的な負担を軽減するために、治療費の一部を助成しています。

—三重県特定不妊治療費助成—

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）のうち、保険適用外となる自費分の一部を県が助成します。

所得要件 夫婦の所得合計額が730万円未満

助成限度額 1回の治療につき右表のとおり助成（CおよびF以外の初回の治療に限り30万円）

※特定不妊治療の一環として採精の手術（男性不妊治療）を行った場合は、1回の治療につき15万円まで助成（Cの治療以外）

助成回数 下表のとおり

治療内容(概要)		助成額
A	新鮮胚移植を実施	15万円
B	凍結胚移植を実施	15万円
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7万5千円
D	体調不良等で移植のめどが立たず治療終了	15万円
E	胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等(受精できない)により中止	15万円
F	採卵したが卵が得られないため中止	7万5千円

区分	対象年齢	年間助成回数	通算助成回数(43歳になるまで)
平成28年度以降に制度を利用される夫婦 ※妻の年齢が43歳以上で開始された治療は対象外	40歳未満	限度なし	通算6回
	40歳～43歳未満		通算3回

※平成26年度以降、新規に申請する人は、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数の追加があります。

夫婦の所得合計額が400万円未満の人は、
「特定不妊治療費助成金上乗せ助成金(助成限度額10万円)」があります。

—亀山市不妊治療費助成—

対象者 申請日の1年以上前から市内に住民票があり、不妊治療（体外受精、顕微授精、人工授精）を行っている夫婦

助成限度額 助成対象経費（三重県特定不妊治療費助成を受けている人は、その助成額を控除した額）の1/2で、10万円を上限

申請回数 1年度につき1回

※特定不妊治療費助成金上乗せ助成金と併用しての申請はできません。

※平成28年4月以降に治療を終えた申請は、夫婦の所得合計額が730万円未満で、助成対象となる治療開始日の妻の年齢が43歳未満の人が対象です。

—亀山市不育症治療費助成—

不育症治療を受けた夫婦に対し、その治療費の一部を助成します。

所得要件 夫婦の所得合計額が400万円未満

助成限度額 1年度につき1回、10万円

問合せ先 健康福祉部長寿健康づくり室(あいあい ☎84-3316)